

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040400-01-01

事業名	介護予防・地域支え合い事業	事業番号	01	課係名	高齢者福祉介護課 在宅福祉班	係番号	01
-----	---------------	------	----	-----	----------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等</p> <p>(2) 現状 市町村が実施主体となり、要介護状態にならないための介護予防施策や高齢者の生活支援サービス又は家族介護支援サービスの提供を行っている。県は市町村に対し運営経費の補助及び適正な実施のための助言を行っている。</p> <p>(3) 方法 運営経費の補助及び助言、情報提供等を通じて、各市町村の適正な事業実施を支援する。</p> <p>(4) 目標 市町村が適正に事業を実施することにより、要介護高齢者等の自立と生活の質の確保を図り、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の普及啓発等を推進する。</p> <p>2. 事業の必要性 高齢者ができる限り自立して質の高い生活を確保していくためには、高齢者が介護予防に取り組むことを支援することや必要な生活支援サービスを提供していくことが不可欠である。また、それらの取り組みは、介護保険制度を円滑に運営していくためにも重要となっている。</p> <p>3. 実施年度・始期：平成12年度，終期：平成18年度</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政, 行政 (2) 国庫, 国庫 国庫補助率：(1/2)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 老人福祉法第4条第1項において、「国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有する。」と規定されている。 本事業は、高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した生活を支援するなど、老人の福祉向上において重要な役割を果たしているため、国及び地方公共団体が運営に責任を持つ必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県は、老人福祉法第24条第3項に基づき、市町村の実施する老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。本事業は、高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した生活を支援するなど、老人の福祉向上において重要な役割を果たしているため、県が支援する。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>787,729</td> <td>739,762</td> <td>538,971</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：在宅老人福祉対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	787,729	739,762	538,971	0	人工数	1.00	1.00	0.50	0.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	787,729	739,762	538,971	0												
人工数	1.00	1.00	0.50	0.00												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) (手段) 運営経費の補助及び助言、情報提供等。 (活動指標) 各市町村が地域の実情に応じ「介護予防・地域支え合い事業」メニューを幅広く実施できるようにする。</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 高齢者がニーズにあった介護予防施策や生活支援サービス等を受けられるようになることで、より質の高い生活を送ることができるようになる。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 運営経費の補助(補助率3/4)、ヒアリング(52市町村)、介護予防指導者養成研修(年1回)、各種会議(年1回)、情報提供(随時)を行った。</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 市町村平均事業実施メニュー数が増加した。 (平成14年度) 7.3メニュー (平成16年度) 9.9メニュー (平成17年度) 7.1メニュー 要綱改正により一部の補助対象メニューが一般財源化されたことから減少している。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 介護保険制度の改正に伴い「介護予防・地域支え合い事業(市町村事業分)」において実施しているメニューは、平成18年度からは介護保険法に基づく「地域支援事業」において実施されることになったため、今後は「地域支援事業」の適正な実施に向けて情報提供等を行う。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 介護予防・地域支え合い事業(市町村への補助事業)は平成18年度で廃止する。</p>
--	--	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 高齢者福祉介護課 在宅福祉班				
評価責任者	高齢者福祉介護課		担当者 在宅福祉班		
課番号	040400	係番号	01	電話番号	866-2214
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040400-01-01				
事務事業名	介護予防・地域支え合い事業				
歳出事業コード(1)	094003001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	在宅老人福祉対策事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	080302	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	高齢者が安心して暮らせる環境づくり		
			施策	介護予防と生活支援		
	再掲コード	080104	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	健康長寿の推進		
			施策	介護予防と生活支援		
	再掲コード	080709	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	地域福祉社会の形成		
			施策	介護予防と生活支援		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	市町村平均事業実施メニュー数					
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	メニュー	7.30	8.10	9.90		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	787,729	739,762	538,971	0	
	人工数D	1.00	1.00	0.50	0.00	
	人件費E	6,630	6,440	3,220	0	
	合計C+E=F	794,359	746,202	542,191	0	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 B
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	市町村において年々事業の内容が充実するよう取り組んでいるため、県民満足度も向上していると考えられる。
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	沖縄県介護保険総合実態調査(H15)の県民アンケート結果によると、「豊かな長寿社会づくり」に向けて今後重要なこととして、「健康づくり・介護予防・リハビリなどをもっと充実させる」を挙げる割合が、60歳代、70歳代では半数を超えていた。また、高齢者人口や高齢者世帯数も増加し続けているため、介護保険の効果的な運用の面からも、高齢者向けの介護予防や生活支援のためのサービスのニーズは増加傾向にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	介護予防・地域支え合い事業の実施状況を含む「老人福祉計画統計調査」（平成14年度及び15年度分）の結果がまだ出ていないため、全国との比較は困難である。しかし、おおむね他県並みであると考える。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定根拠	事業実施の根拠が直接法令にあるわけではないが、老人福祉法第4条第1項において「国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有する。」と規定されているため、介護予防・地域支え合い事業を市町村が実施し、それを県が支援することは妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	老人福祉法第24条第3項に基づき、県は市町村の実施する老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	老人福祉法第24条第3項に基づき、県は市町村の実施する老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。	
5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定根拠	老人保健法等において介護予防・地域支え合い事業のメニューと類似する事業があるが、平成18年度から介護保険法に規定する地域支援事業として整理・統合される予定である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	補助の対象は、市町村が要援護高齢者及び一人暮らし高齢者、その家族等に対し介護予防や在宅生活支援に資するサービスを提供する経費である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	県が補助することにより市町村が積極的に介護予防事業や生活支援サービスを提供し、高齢者が要支援・要介護認定者になることを防止し、高齢者の在宅生活の継続を支援できる。それにより、介護保険の在宅サービス費用や施設入所者の減少に貢献できる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠
 平成14年度と比較すると平成16年度の事業費は増加している。近年、本県における介護サービス費用の増加率や要介護認定率に一定の歯止めがかかっていることから、介護予防・地域支え合い事業もそれらの成果に少なからず貢献をしていると考えられる。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠
 市町村の事業への取り組みが強化され、実施メニューが増加したため、平成14年度と比較すると平成16年度の事業費は増加している。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 国の補助率に応じ、県の補助率を決めている。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 事務事業の性質より。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		B
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	7	6			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C 具体的方向性 4

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠
 介護保険制度法の改正により、平成18年度から介護予防・地域支え合い事業（市町村事業）のほとんどのメニューは新設される地域支援事業に整理・統合され、また一部は市町村へ税源移譲されたことから国庫補助事業はh17年度限りで廃止となった。従って、県としても市町村への当該事業を廃止することとする。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040400-01-02

事業名	在宅介護支援センター運営事業	事業番号	02	課係名	高齢者福祉介護課 在宅福祉班	係番号	01
-----	----------------	------	----	-----	----------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 在宅の要介護高齢者若しくは要介護となるおそれのある高齢者又はその家族等</p> <p>(2) 現状 市町村及びその委託先が在宅介護支援センターを設置し、要介護高齢者等からの在宅介護等に関する総合的な相談対応、実態把握、介護予防プランの作成などの支援を行っている。 (在宅介護支援センター設置数) 平成17年5月現在、43市町村において90カ所(基幹型:14カ所、地域型:76カ所)</p> <p>(3) 方法 運営経費の補助及び助言、情報提供等を通じて各市町村の適正な事業運営を支援する。</p> <p>(4) 目標 市町村が在宅介護支援センターを適正及び安定的に運営することにより、高齢者等の在宅介護等に関する相談及び支援体制をより充実させていく。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政,行政 (2)国庫,国庫 国庫補助率:(1/2)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 老人福祉法第4条第1項において「国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有する。」と規定されている。本事業は、在宅介護等に関する情報の提供並びに相談及び指導等を実施することにより、老人の福祉向上に重要な役割を果たしているため、国及び地方公共団体が運営に責任を持つ必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県は、老人福祉法第24条第3項に基づき、市町村の行う老人の福祉のための事業に要する経費の一部を補助することができる。本事業は、老人福祉に関する情報の提供並びに相談及び指導等を実施するなど老人の福祉の向上に重要な役割を果たしているため、県が支援する。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>361,216</td> <td>272,542</td> <td>286,331</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名:在宅老人福祉対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	361,216	272,542	286,331	0	人工数	1.00	1.00	0.50	0.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	361,216	272,542	286,331	0												
人工数	1.00	1.00	0.50	0.00												
<p>2. 事業の必要性 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、質の高い生活を送り続けるためには、各地域に在宅介護に関する相談支援を行う拠点が必要であるので、在宅介護支援センターの適正な運営を支援する。</p>																
<p>3. 実施年度・始期:平成2年度,終期:平成18年度</p> <p>4. 自治上の区分:自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) (手段)運営経費の補助及び助言、情報提供等。 (活動指標) 在宅介護支援センターを設置する市町村数及び在宅介護支援センター数の増加</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 高齢者等に対する総合的な相談支援体制の拡充が図られる。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営経費の市町村助成(補助率3/4) 33市町村、90箇所 ・在宅老人福祉事業ヒアリング実施 平成14年度~平成15年度 ・市町村老人福祉担当者会議実施 3回 <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター設置市町村数 14年度当初 41市町村 17年度末33市町村 ・在宅介護支援センター数 14年度当初 63カ所 17年度末90カ所 <p>市町村合併に伴い市町村数が減少しているが、もともと設置がない町村8箇所は変化なし。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 介護保険制度改正により、平成18年度から在宅介護支援センターの機能を拡充した「地域包括支援センター」が創設された。そのため、今後は地域包括支援センターへの移行を目指す在宅介護支援センター及び市町村に対しては、適切な情報提供・助言を行うことなどにより、引き続き支援を行うこととしている。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 在宅介護支援センターは、老人福祉法上に設置の根拠は残されたものの、公費による補助は廃止となった。そのため、本事業は平成18年度で廃止することとする。</p>
---	---	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 高齢者福祉介護課 在宅福祉班				
評価責任者	高齢者福祉介護課		担当者 在宅福祉班		
課番号	040400	係番号	01	電話番号	866-2214
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040400-01-02				
事務事業名	在宅介護支援センター運営事業				
歳出事業コード(1)	094003001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	在宅老人福祉対策事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	080303	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	高齢者が安心して暮らせる環境づくり		
			施策	地域ケア体制の整備		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	在宅介護支援センター設置市町村数					
成果指標名又は成果の内容(A')	在宅介護支援センター数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		36.00	40.00	47.00	0.00	0.00
成果指標A'		63.00	6,900.00	88.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	361,216	272,542	286,331	0	0
	人工数D	1.00	1.00	0.50	0.00	0
	人件費E	6,630	6,440	3,220	0	0
	合計C+E=F	367,846	278,982	289,551	0	0

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	各在宅介護支援センターの活動は、地域においてきめ細かい取り組みが行われているため、満足度は高いと思われる。しかし、在宅介護支援センターがない地域等では同等のサービスを受けることが出来ない状況であるので、課題もある。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	高齢者人口や高齢者世帯数が増加し続けているため、地域における高齢者に関する総合的な相談や支援の拠点としての在宅介護支援センターへのニーズは増加傾向にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	在宅介護支援センターのサービス水準を全国と比較する指標がなく、比較は困難であるが、おおむね他県並みであると考える。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	老人福祉法第6条の2に規定により、介護支援相談等の業務は市町村が設置又は委託する老人介護支援センターが行うこととなっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	老人福祉法第24条第3項に基づき、県は市町村の実施する老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができることとなっている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	老人福祉法第24条第3項に基づき、県は市町村の実施する老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができることとなっている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	現在在宅介護支援センターと同様の事業はないが、介護保険法改正により平成18年度から「地域包括支援センター」が創設された。なお、「地域包括支援センター」は在宅介護支援センターの機能を拡充したものである。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	補助の対象は、在宅の要介護高齢者若しくは要介護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し在宅介護支援センターが行う事業の経費である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	県の補助は、市町村が在宅介護支援センターの運営を維持するために大きな役割を果たしている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	国の基準額の減額改定により事業費は減少傾向にあるが、在宅介護支援センター設置市町村数及び在宅介護支援センター数は増加している。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	国の基準額の減額改定により事業費は減少傾向にあるが、在宅介護支援センター設置市町村数及び在宅介護支援センター数は増加している。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	国の補助率に応じ、県の補助率を決定している。
----------	------------------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	事務事業の性質より。
----------	------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	B	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	1 0	3			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	D 具体的方向性 1

(評価区分) : D. 廃止
 (具体的方向性) : 1. 他の事務事業により代替する(当該事務事業は廃止するが、新規事業を検討する)。

判定 根拠	介護保険法の改正により、市町村において平成18年度から在宅介護支援センターの機能を拡充した「地域包括支援センター」が創設された。そのため運営費補助を旨とする本事業を廃止することとする。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040400-02-05

事業名	在宅高齢者等の支援	事業番号	05	課係名	高齢者福祉介護課 施設福祉班	係番号	02
-----	-----------	------	----	-----	----------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 高齢者いきいき住宅改造補助事業：概ね65歳以上の高齢者又は身障手帳1, 2級保持者で住宅改造が必要な者 訪問介護員資質向上等推進事業：訪問介護員養成研修講座の受講希望者、訪問介護員現任研修の受講希望者</p> <p>(2) 現状 住宅改造は平成17年度は14市町村で94件の実績がある。 訪問介護員は平成16年度末現在で1万8,937人が修了している。</p> <p>(3) 方法 住宅改造は、市町村が申請者に対して補助した額の1/2を県が補助する。 訪問介護員は民間の事業所(学校法人や医療法人等)を訪問介護員養成研修指定事業所として県が指定を行っている。現任研修は、社団法人沖縄県看護協会に委託して実施。</p> <p>(4) 目標 在宅での高齢者等の生活を援助するため、住宅改造に必要な経費を助成し、訪問介護員の養成を行うことで、要介護高齢者の家庭での自立を促進するとともに、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>2. 事業の必要性 住宅改造するには平均56万円かかるが、介護保険での上限は20万円までであり、また県内では戸外にトイレがある家庭がまだ多いがそれに対しては介護保険の補助の対象外とされている。そのような現状があるため、介護保険に上乘せして補助を行い、戸外から室内へのトイレの移動の工事も対象として支援していく必要がある。</p> <p>3. 実施年度・始期：平成3年度，終期：平成19年度(住宅改造補助事業)</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)助成, 助成 (2) 国庫, 国庫 国庫補助率：(1/2)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 老人福祉法第4条の規定で、国及び県は老人の福祉を増進する責務を負う。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 老人福祉法第4条の規定で、国及び県は老人の福祉を増進する責務を負う。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>16,259 (9,847)</td> <td>15,308 (18,913)</td> <td>10,946 (10,946)</td> <td>14,800 (14,800)</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：高齢者等いきいき住宅改造補助事業、在宅老人福祉対策事業費(訪問介護員資質向上等推進事業)</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	16,259 (9,847)	15,308 (18,913)	10,946 (10,946)	14,800 (14,800)	人工数	0.00	0.00	0.60	0.60
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	16,259 (9,847)	15,308 (18,913)	10,946 (10,946)	14,800 (14,800)												
人工数	0.00	0.00	0.60	0.60												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 住宅改造は、市町村が申請者に対して補助した額の1/2を県が市町村に補助する。 訪問介護員は民間事業所(学校法人や医療法人等)を訪問介護員養成研修指定事業所として県が指定を行っている。現任研修は委託して実施。</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 要介護高齢者の家庭での自立を促進するとともに、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減が図られている。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 住宅改造は、市町村が申請者に対して補助した額の1/2を県が補助している。 訪問介護員は民間の事業所(学校法人や医療法人等)を訪問介護員養成研修指定事業所として県が指定を行っている。平成17年度の指定事業所は1級課程7カ所、2級課程19カ所、3級課程3カ所。</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 住宅改造は平成15年度は10市町村(73件)、平成16年度は14市町村(87件)平成17年度は14市町村(94件)の実績があった。 訪問介護員は平成16年度末現在で1万8,937人が修了している。現任研修は平成17年度においては、適正実施研修が80人、テーマ別技術向上研修が251人修了した。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 住宅改造が必要な在宅高齢者等のために終期設定がされている平成19年度末まで継続して支援していく。 在宅での生活を支援するため、訪問介護員の養成とともに、訪問介護員の質の向上を図るため現任研修も継続して実施していく。また、平成18年度から始まる介護職員基礎研修等についても、実施を推進する。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 室内の段差の解消、トイレの改修等により排泄の自立を支援することは、在宅生活を継続するために必要不可欠であり、高齢者の生活の質の向上にもつながっている。また、県内の要介護認定者のうち、転倒・骨折によるものが約9%、転倒場所として屋内が約8割を占めている現状から介護予防の観点からも有効であり、ひいては介護保険料の高騰を防ぐことにも効果があると考えられる。 訪問介護員については、質の向上につながる。</p>
--	---	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 高齢者福祉介護課 施設福祉班				
評価責任者	高齢者福祉介護課		担当者施設福祉班		
課番号	040400	係番号	02	電話番号	866-2214
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040400-02-05				
事務事業名	在宅高齢者等の支援				
歳出事業コード(1)	094003001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	在宅老人福祉対策事業費				
歳出事業コード(2)	094003017	事業区分	C		
歳出事業名(2)	高齢者等いきいき住宅改造補助事業				
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	080302	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	高齢者が安心して暮らせる環境づくり		
			施策	介護予防と生活支援		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業				
---------	------------------	--	--	--	--

活動指標名又は活動の内容(A)	訪問介護員の養成及び現任研修						
成果指標名又は成果の内容(A')							
活動指標名又は活動の内容(B)	住宅改造費の補助						
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	人	1,616.00	3,173.00	0.00	0.00	0.00	
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
活動指標B	件	0.00	73.00	87.00	0.00	0.00	
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	16,259	15,308	10,946	14,800	0.00	
	人工数D	0.00	0.00	0.60	0.60	0.00	
	人件費E	0	0	3,864	3,852	0.00	
	合計C+E=F	16,259	15,308	14,810	18,652	0.00	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B. 概ね満足している。
判定根拠	住宅改造補助事業の限度額は50万円となっている。介護保険制度での住宅改造の限度額は20万円となっており、その差額分を県と市町村で負担することは住宅改造が必要な県民にとっては住宅改造の経費の軽減が図られ、満足度は高いと考えられる。訪問介護員の養成については、民間養成事業所を各地区に指定し実施していることから、一般県民の満足度は高いと思われる。また、訪問介護員対象の現任研修については、日頃介護技術、介護知識に不安を感じている受講者にとっても好評である。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 B (判定内容) B. 横ばい
判定根拠	高齢者人口が増え続けていることや、介護が必要になっても施設ではなく在宅での生活を望む高齢者が多いことから、県民のニーズは高いと思われる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	住宅改造に関しては、平成16年8月熊本県いきがい課の調査において、九州各県の予算額が32,000千円から75,000千円なのに対し、本県は9,900千円と大きな差がある。また、助成件数についても九州各県の平均が492件なのに対し、本県は73件と少ないことから他県の水準より低いと考えられる。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	住宅改造は平均約56万円かかるが、介護保険でまかなえるのは20万円までであることから、残りの差額分を市町村と県で補助することは、在宅高齢者の支援という観点からは必要であると考えられる。 訪問介護員の養成は平成14年度までは県も直接行っていたが、現在は民間事業所が行っている。 訪問介護員の現任研修については介護予防・地域支え合い事業実施要綱のなかで実施主体は都道府県とされてる。 本県は看護協会に委託して実施。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	住宅改造費補助事業は市町村が補助した額の2/1を県が補助している。類似の事業は全国ほとんどの県において実施されている。 訪問介護員資質等向上推進事業は在宅福祉事業費補助金交付要綱（厚生労働省発第老第0222003号平成17年2月22日最終改正）において実施主体は県と定められている。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	住宅改造については、市町村が負担した額の2/1を県が補助金として負担するという性質上民間委託の可能性はない。 訪問介護員の養成はすでに平成4年から民間事業所において養成している。 現任研修については社団法人看護協会に委託して実施している。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	対象や目標等に類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	住宅改造費補助事業の対象者は概ね65歳以上の高齢者又は身障手帳1,2級保持者で住宅改造が必要な者となっているので、対象は妥当である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	住宅改造は経費を補助し、介護が必要になっても在宅で暮らせるように改造することで、在宅高齢者の福祉の向上に結びついている。 訪問介護員養成については、県の直接実施だけではなく、民間の事業所の指定をすることで、訪問介護員の資格を取得できる機会が増えた。現任研修については質の向上に効果がある。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠	住宅改造については、改造により介護が必要になっても在宅で暮らし続けられる高齢者が増え、在宅高齢者の福祉の増進につながっている。 訪問介護員の養成については、民間事業所を指定するだけなので、費用はほとんどかかっていない。 訪問介護員を養成することで、高齢社会において介護する人の不足の解消にも役だっている。 現任研修においても、質の向上に役立っている。
------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠	住宅改造の実績は平成16年度は87件、訪問介護員は平成16年3月末時点で15,917人養成。
------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠	住宅改造については、九州各県でもおおむね2/1としている県がほとんどであるため、本県の負担割合も妥当であると思われる。 訪問介護員の養成・現任研修については、訪問介護員資質等向上推進事業として、在宅福祉事業費補助金交付要綱（厚生労働省発第老第0222003号平成17年2月22日最終改正）に負担割合が国2/1、県2/1と定められている。
------	---

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠	事務事業の性質上、O A化が困難である。
------	----------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
4. 民間委託の可能性	B		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	8	5			

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠	住宅改造により、介護が必要な方でも住み慣れた自宅で暮らし続けることができるようになっていることから、在宅高齢者の生活の質の向上に役立っていると言える。 また、訪問介護員を養成することで在宅高齢者の生活の支援をする人材が増えている。そして人材の養成のみならず、現任の訪問介護員を対象にした研修において人材の質の向上が図られている。
------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040400-03-02

事業名	介護保険の推進体制整備に関すること	事業番号	02	課係名	高齢者福祉介護課 介護企画班	係番号	03
-----	-------------------	------	----	-----	----------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 沖縄県</p> <p>(2) 現状 介護保険の円滑な実施のためには、介護保険事業計画に基づくサービス基盤の整備や、介護保険審査会の設置・運営、国保連の苦情解決の仕組み構築への援助等を行い、良好な介護保険推進の体制整備が必要であり、介護保険法により県の役割となっている。</p> <p>(3) 方法 本県の介護保険の円滑な実施のため、高齢者保健福祉計画に基づくサービス基盤の整備や国保連委員会による苦情解決の仕組み構築への援助等を行い、また、介護保険審査会の設置・運営により、良好な介護保険事業の実施体制を整備する。</p> <p>(4) 目標 サービス基盤の整備の推進や、介護保険審査会の設置運営等により、県民が必要な介護サービスを適切に受けられるようにする。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政, 行政 (2) 国庫, 国庫 国庫補助率: (1/2)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 介護保険制度は、国、県、市町村及び保険者が重層的に支える制度となっており、財政負担ははじめそれぞれの役割が法律で規定されている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 介護保険法において、「都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な援助をしなければならない」(同法第5条2項)と定められている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>144,372</td> <td>77,304</td> <td>43,295</td> <td>73,501</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>3.00</td> <td>1.50</td> <td>2.00</td> <td>2.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 介護保険事業費 介護給付費等負担事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	144,372	77,304	43,295	73,501	人工数	3.00	1.50	2.00	2.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	144,372	77,304	43,295	73,501												
人工数	3.00	1.50	2.00	2.00												
<p>2. 事業の必要性 1. 県民が必要な介護サービスを適切に受けるためには、サービス基盤を整備し、また利用者からの苦情解決の仕組みを構築する必要がある。 2. 適切な要介護度認定を行うために法に定められた介護保険審査会を設置する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 平成12年度, 終期: なし</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 高齢者保健福祉計画(介護保険事業支援計画)の策定と推進 国保連事務指導等 介護保険審査会運営 低所得者対策の推進等</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 介護保険審査会の期限内裁決 社会福祉法人等による低所得者対策の実施</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 高齢者保健福祉計画(第3期介護保険事業支援計画を含む。)を策定した。介護保険審査会開催: 17年度までに、審査請求57件中裁決15件(取り下げ42件) 低所得者対策推進: 社会福祉法人及び市町村への呼びかけ等により、89法人中、53法人で実施されている。</p> <p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 1. 高齢者保健福祉計画(第3期介護保険事業支援計画)の策定や推進をはじめ、介護保険審査会の運営等を行い、介護保険制度の円滑な実施を図った。 2. 低所得者の負担の軽減が図られた。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 1. 平成17年度に策定した高齢者保健福祉計画(第3期介護保険事業支援計画)に基づき、介護基盤の整備を推進する。 2. 社会福祉法人等による減免措置の充実を図る。</p> <p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 1. 第3期介護保険事業支援計画に基づく介護基盤の整備と制度の円滑な実施が図られる。 2. 低所得者の負担軽減が図られる。</p>
---	---	---

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 高齢者福祉介護課 介護企画班				
評価責任者	高齢者福祉介護課		担当者 幸地		
課番号	040400	係番号	03	電話番号	866-2214
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040400-03-02				
事務事業名	介護保険の推進体制整備に関すること				
歳出事業コード(1)	094006003	事業区分	C		
歳出事業名(1)	介護保険事業費				
歳出事業コード(2)	094006004	事業区分	B1		
歳出事業名(2)	介護給付費等負担事業費				
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	080304	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	高齢者が安心して暮らせる環境づくり		
			施策	介護サービスの充実		
	再掲コード	080302	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	高齢者が安心して暮らせる環境づくり		
			施策	介護予防と生活支援		
	再掲コード	080305	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	高齢者が安心して暮らせる環境づくり		
			施策	痴呆性高齢者対策		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	社会福祉法人等による減免実施の助言					
成果指標名又は成果の内容(A')	減免を実施している保険者の数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	実施する	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
成果指標A'	数	4.00	12.00	19.00	19.00	19.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	144,372	77,304	43,295	73,501	73,501
	人工数D	3.00	1.50	2.00	2.00	2.00
	人件費E	19,890	9,660	12,880	12,840	12,840
	合計C+E=F	164,262	86,964	56,175	86,341	86,341

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	平成15年度に実施した介護保険総合実態調査の結果によると、一般県民、サービス利用者とも、介護保険制度に対して一定の理解を示している。一方、介護保険審査会に対する審査請求も年間5～6件程度出されていることから、今後とも制度の理解を深め、適正なサービスを確保する上で、推進体制の整備が必要である。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	要介護認定の割合は17%台で推移して安定してきているが、高齢化の進展に伴い利用者が増加していることから、推進体制の整備が必要である。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 -
(判定内容) :-		
判定根拠	1. 介護保険施設の整備率は全国でも高い水準にある。在宅サービスの事業所は、都市部や本島内では高い整備水準にあり、また増加傾向にあるが、小規模町村や離島町村では一層の整備を求められている。 2. 社会福祉法人等による減免を実施していない事業者がある。 3. 介護審査会への審査請求も多く、県民への一層の制度周知を図る必要がある。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	介護保険法第2条第2項により、都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な援助をしなければならないこととされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	介護保険法第2条第2項により、都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な援助をしなければならないこととされている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	介護保険法第184条により、都道府県に介護保険審査会を設置することになっている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	1. 介護保険法第2条第2項により、都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な援助をしなければならないこととされている。 2. 介護保険法第184条により、都道府県に介護保険審査会を設置することになっている。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	1. 介護保険法第2条第2項により、都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な援助をしなければならないこととされている。 2. 介護保険法第184条により、都道府県に介護保険審査会を設置することになっている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	介護保険審査会の審査により、適正な給付を確保し、制度に対する県民の信頼を得ることができる。低所得者への軽減制度の実施により、介護給付が必要な低所得者に対する適正なサービスの給付ができる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	社会福祉法人による一部負担金の減免を実施する市町村及び社会福祉法人は、年々増加しており、今後とも助言を続けることにより拡大が期待できる。 今後とも制度の周知を図るとともに、サービスの適正化に向けた事業を継続して行い、推進体制の整備を図る必要がある。 市町村合併に積極的に対応している。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	平成15年度から広域連合が事業を開始したことにより、県から助言を行う保険者が減となったため、費用は減少しており、保険者の執行体制も向上している。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な助言を行うことは、介護保険法第2条第2項により都道府県が行うこととされている自治事務であるため、必要な予算を確保して事業を行う必要がある。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	保険者等への実施指導や、審査会の開催事務であり、O A化にはなじまない。
----------	--------------------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			-
		3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A	
有効性	4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A		
効 率 性	6. 対象の妥当性	A		
	7. 貢献度	B		
8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1		
	(2) 対結果	A 1		
	9. 県の負担割合	A		
10. O A化の可能性	A			

合計	A	B	C	D	E
	10	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	本事業は介護保険法に定められた自治事務であり、県民の福祉の向上のために県が責任を持って実施する必要がある。一方、介護保険の給付費は年々増加しており、今後とも増大が予想されるため、サービスの適正化や介護保険審査会の運営を通じて一層の推進体制の整備を図ることが求められている。当面、市町村合併を支援し、市町村規模の拡大を通じて執行能力の向上を図ることとする。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040400-04-02

事業名	介護保険事業所の育成支援	事業番号	02	課係名	高齢者福祉介護課 介護指導班	係番号	04
-----	--------------	------	----	-----	----------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 指定介護保険事業所</p> <p>(2) 現状 認知症高齢者の増加が見込まれ、介護技術の向上が求められている。 身体拘束が原則として禁止され、現場における取り組みの支援が望まれる。</p> <p>(3) 方法 認知症介護指導者の養成 認知症介護実践研修 認知症介護サービス事業開設者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修</p> <p>(4) 目標 認知症高齢者介護技術の向上を図ることにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図られる。また、身体拘束の廃止の趣旨を徹底し、身体拘束廃止に向けた取り組みを支援する。</p> <p>2. 事業の必要性 今後急速に増加することが見込まれる認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。 身体拘束廃止に向けて、事業所の取り組みの支援を図る。</p> <p>3. 実施年度・始期：平成10年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)国庫 国庫補助率：(1/2)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 介護保険法第5条第2項に、介護保険事業が円滑に行われるよう適切な援助を行うことが都道府県の責務とされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか (2)に同じ</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>11,327</td> <td>17,139</td> <td>12,657</td> <td>12,657</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>0.70</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：介護保険事業費(認知症介護研修事業、身体拘束廃止推進事業)</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	11,327	17,139	12,657	12,657	人工数	1.00	1.00	0.70	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	11,327	17,139	12,657	12,657												
人工数	1.00	1.00	0.70	1.00												

<p>(1) 何を(手段・活動指標)</p> <p>認知症介護指導者養成 認知症介護実務者研修 身体拘束廃止推進員養成</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <p>認知症介護指導者養成 15名 認知症介護実務者養成 944名 身体拘束廃止相談員養成 244名 身体拘束廃止推進員養成 30名</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)</p> <p>認知症介護指導者養成数 21名 認知症介護実務者研修修了者数 599名 身体拘束廃止相談員等養成 350名 注)平成19年度計画値 身体拘束廃止相談員等については、身体拘束廃止推進員養成 を含む</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標)</p> <p>認知症高齢者介護の質の向上 介護サービスの質の向上。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <p>高齢者認知症介護研修推進等により、介護サービス事業所現場での意識が高まり、介護の質の向上が図られた。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p> <p>高齢者認知症介護の質の向上、介護サービスの充実が図られる。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 高齢者福祉介護課 介護指導班				
評価責任者	高齢者福祉介護課		担当者介護指導班		
課番号	040400	係番号	04	電話番号	866-2214
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040400-04-02				
事務事業名	介護保険事業所の育成支援				
歳出事業コード(1)	094006003	事業区分	C		
歳出事業名(1)	介護保険事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	080305	計画名	福祉保健計画			
			政策目標	高齢者が安心して暮らせる環境づくり			
			施策	痴呆性高齢者対策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	認知症介護指導者養成、実務者研修、身体拘束廃止推進員養成					
成果指標名又は成果の内容(A')	認知症高齢者介護の質の向上、介護サービスの質の向上					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	11,327	17,139	12,657	12,657	
	人工数D	1.00	1.00	0.70	1.00	
	人件費E	6,630	6,440	4,508	6,420	
	合計C+E=F	17,957	23,579	17,165	19,077	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 B
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	今後急速に増加することが見込まれる認知症高齢者に対する介護サービスの充実が図られる。
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	今後急速に増加することが見込まれる認知症高齢者に対する介護サービスの充実が図られる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	国の通知を受け、県で実施要綱を定めて実施する事業で、他県でも同様に実施している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	介護保険法に基づき、指定事業者が行うサービス及び国、県の責務が定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	介護保険法第3条及び第5条に基づき、保険者（市町村）、県、国の責務が定められている。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	認知症介護指導者養成、実務者研修及び身体拘束廃止推進員養成等については、介護に関する専門的な知識及び技術を有する者が実施する必要があるため、一部民間委託している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	介護保険法第5条第2項に基づき実施している。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	介護保険法第5条第2項に基づき実施している。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	介護保険制度の円滑な運営につながる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。 判定 A1

判定根拠
 実施要項に基づき実施し、目標が達成できた。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。 判定 A1

判定根拠
 認知症介護実務者研修を実施し、認知症介護技術の向上に寄与することができた。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 介護保険法第5条第2項の県の責務として実施する事業である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 認知症介護実務者研修等は、講義及び実習による研修等である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		E
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A1
		(2) 対結果	A1
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	10	2			1

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 今後、増加が見込まれる認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症高齢者実務者研修等を継続して実施する必要がある。